

保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会開催要綱

1. 目的

平成20年4月1日から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導を40歳以上の加入者に対し、計画を定め実施することとされたところである。

今後、医療保険者において、被扶養者を含めた加入者を対象として、健診未受診者の確実な把握、保健指導の徹底、医療費適正化効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価といった保健事業の取組の強化を図るためには、医療保険者、事業者、市町村等の役割分担を明確にし、これらの関係者の連携を一層促進していくことが重要である。

こうしたことから、医療保険者における特定健康診査及び特定保健指導の提供方法や評価方法等の検討を行うため、関係者の参集を得て、厚生労働省保険局長が開催する。

2. 検討事項

- (1) 医療保険者における企画立案・実施体制について
- (2) 被扶養者に対する健診・保健指導に係る決済やデータ移動の仕組み
- (3) 特定健診・特定保健指導の取組の評価方法
- (4) その他

3. 構成

- (1) 検討会は、医療保険者の代表者等から構成し、委員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討作業を効率的に行うため、検討会の下にワーキンググループを設ける。
- (3) 保険局長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、保険局総務課(本課)の協力を得て、同課医療費適正化対策推進室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附則

この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

(別紙)

保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策 に関する検討会 委員名簿

50音順

氏名	所属
赤星 慶一郎	社団法人 日本経済団体連合会 ヘルスケア産業部会長
内田 健夫	社団法人 日本医師会 常任理事
押野 榮司	社団法人 日本栄養士会 常任理事
小島 茂	日本労働組合総連合会 総合政策局 生活福祉局長
草間 朋子	社団法人 日本看護協会 副会長（大分県立看護科学大学学長）
小池 啓三郎	日本私立学校振興・共済事業団 理事
河内山 哲朗	全国市長会 国民健康保険対策特別委員会 委員長
櫻井 正人	社団法人 国民健康保険中央会 常務理事
白川 修二	東芝健康保険組合 理事長代理
武田 俊彦	社会保険庁 運営部医療保険課長
田中 一哉	社団法人 国民健康保険中央会 審議役
田村 政紀	有限責任中間法人 日本総合健診医学会 理事長
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター副センター長兼健康開発部長
対馬 忠明	健康保険組合連合会 専務理事
中村 嘉昭	社団法人 全国国民健康保険組合協会 常務理事
奈良 昌治	社団法人 日本病院会 予防医学委員会委員長
水口 忠男	社団法人 地方公務員共済組合協議会 常務理事
峯村 栄司	社団法人 共済組合連盟 常務理事
山本 文男	全国町村会 会長